

市政一新プログラム 改革項目実施計画表 <平成16年5月25日>

改革項目	広報機能の強化		項目番号	1 -
改革方針	<p>市政一新の基本となるガラス張り市政の推進のため、広報機能の強化を図る。そのため、広報紙、インターネット、行政チャンネル等の活用を積極的に行う。</p>		<p>理念 目標</p>	<p>協働 効率 自立</p> <p>住民の参加・参画を促す双方向性のある広報機能の強化。広報紙の内容充実と発行回数増。ホームページの情報量アップとリアルタイムな情報発信。ケーブルテレビを活用した行政情報番組の提供。</p> <p>期日 平成16年3月</p>
所管部・室	企画財政部 広報対話室	所管室長名	東川元信	
改革項目の現状と問題点	<p>〔現状〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙は16～20ページで月1回発行し区長を通じて各戸配布している。 ・市ホームページは本年1月に「各室のページ」を開設し、各所属部署から直接情報提供できる環境を整えた。各種計画書や申請書の様式等を掲載していくことができるようになり、より市民との情報の共有化が図れるようになった。 ・ケーブルテレビの活用は、必要に応じ特集行政番組を制作し放映している。 <p>〔問題点〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改革にむけた「広報機能の強化」は、まず住民と行政が分かりあえる関係をつくるために情報の共有化を図ることが大切である。 ・広報活動には広報紙をはじめホームページ、各種の報道媒体など色々な手法があるが、これらを有効に活用していくためには、すべての職員が広報マインドを身に付け市民とのコミュニケーションの重要性を認識する必要がある。 ・広報紙以外にチラシ等で情報提供していることから、印刷経費のコスト削減等の面からも行政情報の一元化を図る必要がある。 ・各室のホームページについては、各部署での取り組みにゆだねられるので情報の質・量、鮮度といった点に差異が生じている。 ・行政情報番組の提供については、現在のケーブルテレビ加入率38%の状況と、番組を常時放送していくためには、番組制作費や放映費など市の費用負担が大きくなる可能性があり費用対効果の面も含めて検討を要する。 			
改革の具体的内容	<p>積極的な行政情報の提供と行政情報の一元化（できるだけ広報紙に掲載していく）による印刷コスト削減を図ることを目的に、月1回発行している広報紙を月4回発行する。また広報紙の配布方法も併せて検討する。</p> <p>市ホームページの情報量のアップとリアルタイムな情報発信を図る。</p> <p>ケーブルテレビ活用については、当面は、特に市民に周知していかなければならないものを「特集行政番組」として適切な時期に提供していく。</p> <p>広報活動についての評価分析</p> <p>広報活動を組織全体と職員個人の両側面で行う。</p> <p>職員は情報の伝達者であり、説明者であることの意識改革を進める。</p>			

市政一新プログラム 改革項目実施計画表 <平成16年5月25日>

年 度	15	16	17	18	
年度別 計 画	内 容	広報機能の強化 ・報道媒体の活用 (4月~) ・ホームページへの 情報量アップ (8月~) ・ケーブルテレビ への行政情報の提供 (4月~)	広報機能の強化 ・報道媒体の活用 ・積極的な情報提 供と行政情報の一 元化(5月から月4 回発行) ・ホームページへの 情報量アップ(4 月~) ・ケーブルテレビ への行政情報の提 供(4月~) ・広報活動につい ての評価、分析 (11月~)	広報機能の強化 ・報道媒体の活用 ・広報紙の充実 ・ホームページへの 情報量アップ ・ケーブルテレビ への行政情報の提供 ・広報活動につい ての評価、分析	広報機能の強化 ・報道媒体の活用 ・広報紙の充実 ・ホームページへの 情報量アップ ・ケーブルテレビ への行政情報の提供 ・広報活動につい ての評価、分析
	目 標 (数値等)	・市ホームページ の情報量の増とリ アルタイムな情報 発信	・広報機能の強化 と見直し改善 ・ <u>広報一元化とリ アルタイムな情報 発信、広報紙月4 回発行(5月~)</u>	広報機能の強化と 見直し改善 行政チャンネルの 確保、番組提供	広報機能の強化と 見直し改善 行政チャンネルの 確保、番組提供
	経費節減額 (千円)	-	-		
計画に 対する 成 果	内 容				
	目 標 (数値等)	・市ホームページ の情報量の増とリ アルタイムな情報 発信 ・広報紙の月4回発 行体制の構築			
	経費節減額 (千円)	-			

市政一新プログラム 改革項目実施計画表 <平成16年5月25日>

改革項目	行政ポータルサイトの構築 (電子行政総合窓口の構築)		項目番号	1 -
改革方針	<p>市民への情報共有を推進するため、ホームページを更に充実していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各課ホームページの充実 ・各種計画書、白書等の掲載 ・申請書ダウンロードの充実 ・施設予約システム整備 ・情報の鮮度の確保のため、掲載のスピード化と更新の充実を図る。 <p>行政ポータルサイト(電子行政総合窓口)の構築 住民の利便性の向上と、窓口職員数の削減による費用削減のために、現在窓口でできる手続きや情報照会のすべてをオンライン化し、“ワンストップ行政サービス”の窓口となるホームページ「行政ポータル」を構築する。</p>	<p>理念 目標</p>	<p>協働 効率 自立</p> <p>住民との情報共有によるまちづくりの推進。 市民本位のサービスを提供し、ワンストップ・ノンストップでサービスを受けることができるなど、行政サービスの向上を図る。</p>	<p>期日</p> <p>平成16年3月</p>
所管部・室	<p>企画財政部 広報対話室 総務部 情報政策室</p>	所管室長名	<p>東川 元信 中野 伸宏</p>	
改革項目の現状と問題点	<p>〔現状〕</p> <p>・平成15年1月に、市ホームページへ「各課のページ」を開設し、さまざまな事務事業の内容やサービスにつながる情報を、各所属部署から直接掲載できるようになった。このことで、各種計画書、白書等の掲載・申請書ダウンロードなどはもとより、情報の共有化が一気に加速するものと思われる。施設予約システムについては、平成15年4月から、すべての公民館と体育施設の一部で空き照会検索サービスを開始し、今秋にはインターネットを利用して自宅などから直接予約可能なサービス提供が可能となるよう準備を進めている。</p> <p>〔問題点〕</p> <p>・各所属ホームページにおいて掲載する情報の質・量、鮮度といった点については、各所属での取り組みにゆだねられることから、その意識に高低が生じることも考えられる。</p>			
改革の具体的内容	<p>「7 - ワンストップ・ノンストップサービスの実施」において掲げている「選べる総合窓口」との機能融合により、電子申請手続きや電子調達が可能な「ワンストップ行政サービス」の窓口となる「行政ポータルサイト」を構築する。</p> <p>「選べる総合窓口」</p> <p>(1) インターネットや携帯電話・FAXなどを活用して申請・サービスの提供を受けることが可能な「選べる総合窓口」をノンストップサービスで実現する。</p> <p>(2) 将来は、行政サービスだけでなく、電気・ガス等の公共サービスも含めた市民にかかわる可能な限りの届出・申請手続きの窓口機能を持つことを目標とする。</p>			

市政一新プログラム 改革項目実施計画表 <平成16年5月25日>

年 度	15	16	17	18	
年度別 計 画	内 容	「行政ポータルサイト」による総合窓口オンライン化の段階的实施 (公共施設予約システム本稼動)	「行政ポータルサイト」による総合窓口オンライン化の段階的实施 (電子申請・調達等手続きの検討)	「行政ポータルサイト」による総合窓口オンライン化の段階的实施 (電子申請・調達等手続きの段階的な実施)	「行政ポータルサイト」による総合窓口オンライン化の段階的实施 (電子申請・調達等手続きの段階的な実施)
	目 標 (数値等)	公共施設予約システム本稼動(9月)	電子申請・調達等手続きの検討	電子申請・調達等手続きの段階的な実施	電子申請・調達等手続きの段階的な実施
	経費節減額 (千円)	-	-		
計画に 対する 成 果	内 容	・申請書ダウンロードのページ創設(6月) ・公共施設予約システムの本稼動(9月)			
	目 標 (数値等)	公共施設予約システム本稼動(9月)			
	経費節減額 (千円)	-			

市政一新プログラム 改革項目実施計画表 <平成16年5月25日>

改革項目	付属機関等会議の公開		項目番号	1 -
改革方針	<p>審議会等の会議の公開を推進し、会議結果の要旨・資料等を積極的に市民に情報提供することにより、より一層の会議の公正化、活性化を行う。公開については、ホームページ等を活用し、スピード化した対応ができる体制を構築する。</p>	理念 目標	<p>協働 効率 自立</p> <p>「情報公開条例」に準じた「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、ガラス張りの市政をより一層推進し、市民への情報公開を積極的に行うことで、協働の行政運営を推進する。</p>	
所管部・室	市民部 市民情報相談センター	所管室長名	吉川茂樹	
改革項目の現状と問題点	<p>〔現状〕 情報公開の総合的な推進の一環として平成12年4月から「審議会等の会議の公開に関する指針」を定め、審議会等の会議という意思形成過程を公開する行政システムの確立に努めているところであるが、実施機関および職員に対し、再確認と認識を促すために情報公開条例及び審議会等の指針を公開キャビネットに掲示するとともに、各所属長に対し周知方を依頼したところである。</p> <p>〔問題点〕 審議会等の会議は原則として公開することとなっているが、審議会等の内容によっては公開することにより個人のプライバシーを侵害することとなるものや、会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められるとき等は、会議を非公開とする場合もある。また、会議の公開は傍聴によることとなっていることから、会場に傍聴人席が10席以上確保ができるように努めるものとなっているが会議場の広さ等により傍聴人が傍聴できない場合もある。 尚、審議会等の会議を開催する時は、事前に「審議会等の会議開催のお知らせ」を市役所前掲示場に会議の内容等を掲示し公表しているが、市民には容易に知り得られない状況である。また、審議会等の会議録等の作成については、実施機関に義務付けられていることから、「会議の開催のお知らせ」や「会議録の公開」については、ホームページ等を活用し公開等が逐次できるルールづくりが必要であると考えます。</p>			
改革の具体的内容	<p>実施機関が開催する審議会等の会議の公開について状況把握に努める。ホームページ等を利用しての公開のルール化を図る。 〔市民に対して〕 ホームページ等を活用し「会議開催のお知らせ」や「会議録等」の掲載に努めるとともに、会議資料等についてもセンターに設置し、より開かれた市政の実現に向けて積極的な公開に努める。</p>			

市政一新プログラム 改革項目実施計画表 <平成16年5月25日>

	年 度	15	16	17	18
年度別 計 画	内 容	・実施機関に対する周知徹底 4月 ・実施機関の状況把握 5月 ・ホームページ等での公開実施のルールづくり 8月	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施
	目 標 (数値等)	10月実施			
	経費節減額 (千円)	-	-		
計画に 対する 成 果	内 容	審議会等会議の公開周知 実施機関に対し周知文書 送付 (4月) 審議会等の会議公開状況 報告書作成 (4月) 市広報6月号掲載公表 行財政改革調査特別委員 会審議 (5月16日) 行財政改革調査特別委員 会報告(ホームページでの公 開実施等のルール説明) (8月12日) 実施機関への周知 (9月) ホームページでの公開実 施日程と会議録の公表 (10月1日)			
	目 標 (数値等)	10月実施済			
	経費節減額 (千円)	-			

市政一新プログラム 改革項目実施計画表 <平成16年5月25日>

改革項目	情報公開・開示の充実		項目番号	1 -
改革方針	ガラス張り市政の実現に向け、情報公開制度の一層の充実を図る。積極的な情報開示、市民から見てわかりやすい体制の整備を行うため、開示センターの庁舎1階への移転、ホームページの有効活用、インターネットを利用した情報公開請求等を行う。	理念 目標	協働	
			効率	
			自立	
			情報開示センターは市民等が利用・活用しやすい庁舎1階が望ましいことと、ホームページの有効活用等について、実施機関が自立して公開できる体制づくりに努める。	
		期日	平成15年4月	
所管部・室	市民部 市民情報相談センター	所管室長名	吉川茂樹	
改革項目の現状と問題点	<p>〔現状〕 開かれた市政の実現に向け、本年4月から市民情報相談センターを庁舎1階に移転し、市民の利便性が図られたところであるとともに、実施機関に対しても積極的な情報提供と情報公開の指導を行っているところである。また、情報公開のあらしや各担当部署の資料等を窓口配置して、市民が利用できる様に改善したことと、さらに、毎年「情報公開制度運用状況報告書」を作成し、市広報紙及びホームページ等に掲載して市民に周知しているところである。</p> <p>〔問題点〕 情報公開制度の開示、非開示等の決定判断は、実施機関に委ねられているため、部署によっては判断が異なる場合がある。 また、公開請求についてはファックス等による請求は認めることとしたが、インターネットでの請求は認めていない現状である。 今後は、インターネットでの請求も検討する必要があると考えられる。</p>			
改革の具体的内容	<p>情報公開制度の開示、非開示等の決定判断を統一するために市民情報相談センター公開キャビネットに条例解釈運用基準等を掲載し、全庁的に周知したところである。 また、毎年「情報公開制度運用状況報告書」をホームページや広報紙等に掲載し、市民に周知しているところであるが、今後「情報公開制度のあらし等」についてもホームページ等を活用し、市民に情報公開等制度の周知を図っていくとともに、実施機関に対しても積極的な情報公開の運用とスピード化を図るように努める。</p>			

市政一新プログラム 改革項目実施計画表 <平成16年5月25日>

年度	15	16	17	18	
年度別 計画	内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・実施機関に対する周知徹底 ・実施機関の状況把握 ・ホームページでの公開実施の体制づくり ・実施機関の公開実施 ・インターネットによる情報公開請求（10月頃） 	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施
	目 標 (数値等)	10月実施			
	経費節減額 (千円)	-	-		
計画に 対する 成果	内 容	<p>情報公開制度周知 公開キャビネット掲載 (4月) 運用状況報告書作成 (4月) 運用状況報告書 ホームページ及び広報掲 載6月号 (5月) ファックスでの公開請求受 付開始 (4月) 条例改正に伴う様式等作 成 (6月) 情報公開条例施行規則 一部改正施行 (7月1日) 情報公開条例・施行規則 ホームページ掲載 (10月) 情報公開請求書ホームペ ージ掲載 (10月) インターネットによる情報公開 請求については、受付に かかる諸問題がある為、 ホームページ上の情報公開 請求書によるFAXでの請 求(文書請求)で対応する こととし、行政改革特別委 員会にて報告した。 (2月)</p>			
	目 標 (数値等)	部分実施（10月）			
	経費節減額 (千円)	-			

市政一新プログラム 改革項目実施計画表 <平成16年5月25日>

改革項目	個人情報保護の推進		項目番号	1 -
改革方針	<p>条例の制定により、個人情報保護制度を確立していく。 また、高度にネットワーク化した情報システムのセキュリティを確保するため全庁的な情報セキュリティポリシーの策定を行う。</p>	理念	協働	
			効率	
		目標	<p>「個人情報保護条例」の施行に向けて規則等の作成に努める。 また、情報セキュリティポリシーの策定により個人情報の包括的な保護を行う。</p>	
		期日	平成15年8月	
所管部・室	<p>総務部 情報政策室 市民部 市民情報相談センター</p>	所管室長名	<p>中野 伸宏 吉川 茂樹</p>	
改革項目の現状と問題点	<p>(現状) 「個人情報保護制度」の条例化を図るため、本年3月定例議会に議案提案をし、議決されたことにより3月28日付けで「名張市個人情報保護条例」を制定したところである。 一方、情報システムのセキュリティ管理に関しては、昭和59年6月に制定された「電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例」・「同施行規則」・「実施要綱」等に基づき、ID・パスワードによるログイン制御や生体認証による入退室管理など厳正・厳密な運用管理を行っているところである。</p> <p>(問題点) 条例の施行に向けて施行規則や事務取扱要綱ならびに逐条解説等の作成と併せて、実施機関ごとの個人情報取扱事務登録簿の整備が必要であること、実施機関が保有している個人情報の実態調査と職員研修等の実施及び市民への周知する必要がある。 一方、今日のIT化の著しい進展に伴い、個人情報の流通・蓄積が加速される一方で、それらを不正に利用、流出、漏えい、改ざんなど、不適正な取り扱いが社会問題となっている。今後、さらにITを活用した市民サービスを充実していくにあたって、市民の個人情報保護の徹底と十分な情報セキュリティ対策が不可欠である。 また、今年7月には「名張市電子計算組織にかかる個人情報の保護に関する条例」は廃止となるため、電子計算組織に関連する規則や要綱の見直しが必要である。</p>			
改革の具体的内容	<p>「名張市個人情報保護条例」の7月1日施行に向けて、条例施行規則や事務取扱要綱ならびに逐条解説等の整備に取り組んでいく。 一方、市民の個人情報保護をはじめとした、市が所有する情報資産の情報セキュリティ対策について、総合的かつ包括的、具体的に検討し、新しい個人情報保護条例との整合性を図りながら情報セキュリティポリシー策定を進める。 また、情報セキュリティポリシーの運用にあたっては、外部監査体制も含めた定期的な評価・見直しを行い、漸次更新を行っていく。</p> <p>(市民に対して) 個人情報保護条例については、市民への周知方法として市広報紙の掲載及びパンフレットを作成する。また情報システムに関しては、組織が保有する住民の個人情報や行政運営上重要な情報等の情報資産に対する基本的な考え方を、「情報セキュリティポリシーの基本方針」として明文化し、市民に対して組織としての情報セキュリティに対する理念・目的・目標を簡潔に表し、意思表明を行う。</p> <p>(職員に対して) セキュリティポリシーの基本方針を実現するため、具体的な対策を「情報セキュリティポリシーの対策基準」として、物理的、技術的、人的側面からルール化することにより、庁的に情報システムやデータの安全性を確保する。また、職員モラルを向上するため、研修等様々な機会を利用して個人情報の保護や情報セキュリティの確保の重要性について周知・徹底を図る。</p>			

市政一新プログラム 改革項目実施計画表 <平成16年5月25日>

年度	15	16	17	18	
年度別計画	内容	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護実施機関の研修(6月) 個人情報保護条例施行(7月) セキュリティポリシー策定体制の決定・整備(6~12月) 基本方針の策定(6月~10月) リスク分析(1月~3月) 	<ul style="list-style-type: none"> セキュリティポリシー策定体制の決定(5~7月) 基本方針の策定(5~7月) リスク分析(5~7月) セキュリティ対策基準の策定(8~10月) 運用規程の策定(11~1月) 職員への研修・啓発(2月) 	<ul style="list-style-type: none"> 評価見直し 職員への研修・啓発 	<ul style="list-style-type: none"> 評価見直し 職員への研修・啓発
	目標(数値等)	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護条例(7月1日施行) セキュリティポリシー「基本方針」の策定 	<ul style="list-style-type: none"> 基本方針の策定(7月) セキュリティ対策基準の策定 		
	経費節減額(千円)				
計画に対する成果	内容	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護条例施行規則及び解釈運用基準作成(4月~6月) 行財政改革調査特別委員会審議(5月16日) 条例施行に伴う職員研修(6月16日~6月17日) 個人情報取扱事務の届出及び登録(6月) 条例周知用パンフレット作成及び公民館等を含めて全庁的に配布(6月) 条例解釈運用基準及び事務処理基準を公開キャビネットに掲載(6月) 条例施行に伴う市民周知広報7月号に掲載 個人情報保護審査会審議(7月29日開催) セキュリティポリシー策定体制の検討 			
	目標(数値等)	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護条例(7月1日施行) 			
	経費節減額(千円)				